

～ ヘルスアップチャレンジ取組事業所へのインセンティブ ～ 埼玉県信用保証協会と協定を締結しました

組合は平成29年3月6日に、埼玉県内の中小規模加入事業所による健康増進への取組を後押しするため、埼玉県信用保証協会と業務連携に関する協定を締結しました。

これにより、次の条件を満たすヘルスアップチャレンジ取組事業所は、同協会の『健やか』保証制度を利用し、信用保証料率の割引を得ることができます。

(1) 対象となる事業所

- ① 埼玉県内の中小規模事業所であること。
- ② 特定健診の受診率が80%以上であること。
- ③ ヘルスアップチャレンジに取り組み、表彰を受けていること。
- ④ 組合員数が5名以上であること。

(2) 優遇内容

信用保証料率の割引（一般保証と比較して保証料率を最大で10%割引）

(3) 『健やか』保証制度の概要

資金用途	運転資金、設備資金、運転設備資金（本制度を用いての貸換えは不可）
保証限度額	2億8,000万円
保証期間	運転資金：10年以内（据置6か月以内） 設備資金：12年以内（据置12か月以内） 運転設備資金：12年以内（据置12か月以内）
貸付利率	金融機関所定の利率
返済方法	元金均等返済（一括返済は不可）
担保	必要に応じて
保証人	原則として法人代表者のみ連帯保証人とする
信用保証料率	年0.25～1.71%
必要書類	信用保証協会所定の申込資料の他、健保協会等や国、地方公共団体等による認定書（証）の写しとする。

※ 詳しくは同協会の窓口までお問い合わせください。

埼玉県信用保証協会ホームページアドレス <http://www.cgc-saitama.or.jp/>

年 月 日

全国土木建築国民健康保険組合 御中

「従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業」
に係る認定申請書兼認定書

住 所
電話番号
名 称
代 表 者

私は、埼玉県信用保証協会に健康保険協会・組合連携保証制度『健やか』を申込むにあたり、貴組合に「従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業」認定をお願いします。

【全国土木建築国民健康保険組合使用欄】

貴方は当組合の健康宣言事業『ヘルスアップチャレンジ』に取り組み、その表彰基準を満たし、従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業であることを認定します。

全国土木建築国民健康保険組合
理事長 

(留意事項)

- ①健康保険協会・組合連携保証制度『健やか』のご利用にあたっては、本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ②本認定書の有効期間は発行の日より1か月間となります。